

特集

令和6年能登半島地震及び 令和6年奥能登豪雨への対応

第1 災害の規模、被災状況

令和6年1月1日午後4時10分、石川県の能登地域においてマグニチュード7.6の地震（以下「令和6年能登半島地震」という。）が発生し、同県の志賀町及び輪島市で震度7を観測したほか、能登地域の広い範囲で震度5以上の揺れが観測された。

元日に発生したことにより、帰省者も巻き込まれるなどの人的被害が生じた。また、この地震により多数の家屋倒壊が発生し、同県を中心に死者・行方不明者は令和7年3月時点で災害関連死も含め551名、住家被害は、全壊及び半壊が約3万棟、一部損壊等を含めると約16万棟を超える住家被害が発生した^(※1)。

さらに、令和6年9月20日から同月23日にかけて、同県の奥能登地域を中心に記録的な豪雨（以下「令和6年奥能登豪雨」という。）が発生した。同県内では、この豪雨による死者数は16名、住家被害は全壊82棟、半壊597棟であり、これに床上浸水、床下浸水、一部損壊を含めると約1,700棟に被害が及び、地震の被災地に新たな被害をもたらした^(※2)。

(※1)「令和6年能登半島地震による被害及び消防機関等の対応状況（第118報）」（消防庁災害対策本部）

(※2)「令和6年9月20日から大雨による被害及び消防機関等の対応状況（第35報）」（消防庁応急対策室）

第2 法テラスにおける被災地・被災者支援の取組

1 取組の概要

法テラスでは、令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨の被災者に対する法的支援として、法テラスホームページや被災者専用フリーダイヤルである「法テラス災害ダイヤル」での情報提供、資力を問わない大規模災害の被災者に対する法律相談援助（以下「被災者法律相談援助」という。）の実施、移動相談車両「法テラス号」の石川県への配備、弁護士会や関係自治体等と連携した相談会の実施等に取り組んだ（法テラスにおける災害対応の詳細は151ページ参照）。

法テラスの令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨の被災地・被災者支援に関する取組経緯

令和6年1月1日	令和6年能登半島地震発生
	法テラス本部に「令和6年能登半島地震災害対策本部」を設置
1月10日	法テラスホームページに「令和6年能登半島地震法律問題Q&A」を掲載
1月11日	「法テラス災害ダイヤル」による令和6年能登半島地震に関する情報提供を開始
	令和6年能登半島地震被災者に対する「被災者法律相談援助」を開始
3月5日	「法テラス号」を石川県へ配備
3月14日～15日	法テラスの丸島俊介理事長が石川県庁、七尾市役所を訪問
9月20日～23日	令和6年奥能登豪雨発生
12月25日	法テラスホームページに「令和6年奥能登豪雨法律問題Q&A」を掲載
	「法テラス災害ダイヤル」による令和6年奥能登豪雨に関する情報提供を開始
	令和6年奥能登豪雨被災者に対する「被災者法律相談援助」を開始

2 情報提供業務

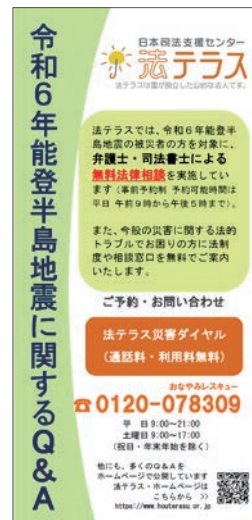
●概要

令和6年1月10日から、法テラスホームページに令和6年能登半島地震に関する特設ページを開設し、過去の災害時における問合せを参考にまとめた「令和6年能登半島地震法律問題Q & A」を掲載し、被災者が必要とする情報を迅速に提供するように努めるとともに、「法テラス災害ダイヤル」により、令和6年能登半島地震の被災者からの問合せに対応した。さらに、前記Q & AをまとめたQ & Aリーフレットを作成し、石川県、新潟県、富山県及び福井県の被災地の関係機関へ送付し、相談窓口に備え置くよう協力を依頼するなど関係機関連携を通じた被災者支援を行った。

令和6年奥能登豪雨については、令和6年12月25日から法テラスホームページに「令和6年奥能登豪雨法律問題Q & A」を掲載するとともに、引き続き「法テラス災害ダイヤル」による被災者への情報提供を行った。

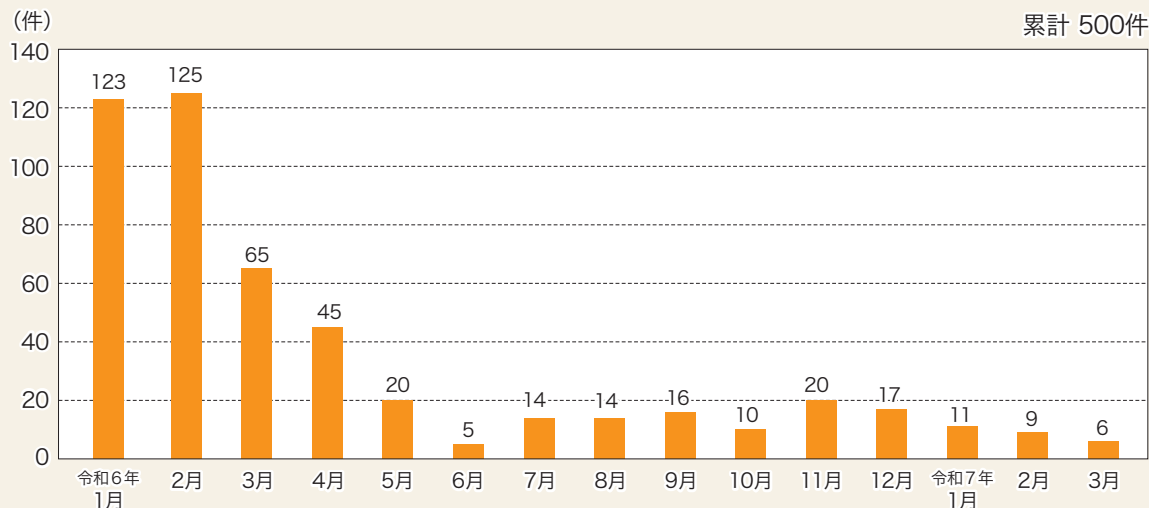
●問合せ件数の推移

令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨に関し、「法テラス災害ダイヤル」に寄せられた問合せ件数の推移は、特集 資料1のとおりである。問合せ件数は、令和6年能登半島地震の発生直後の令和6年1月、2月が多く、その後は次第に減少ないし横ばいとなった。



Q & Aリーフレット

特集 資料1 令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨 問合せ件数の推移

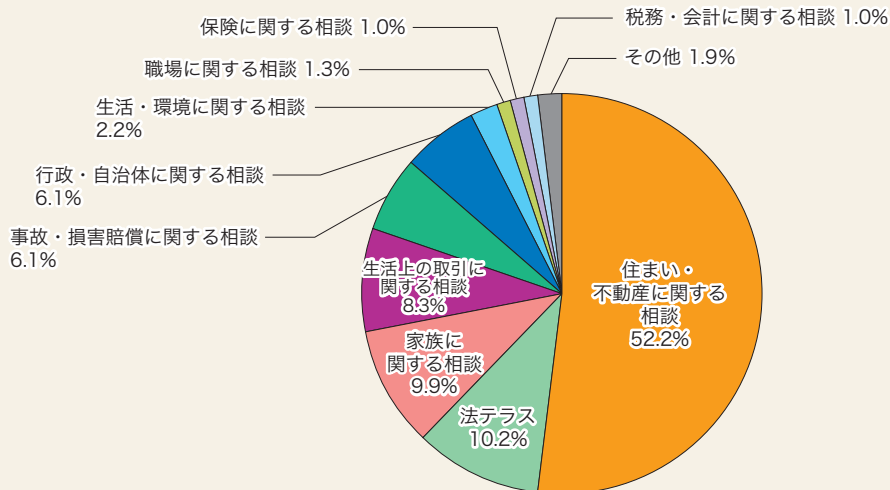


●問合せ内容の傾向

令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨に関し、「法テラス災害ダイヤル」に寄せられた問合せの分野別内訳は、令和5年度中のものは特集 資料2、令和6年度中のものは特集 資料3のとおりである。

特集 資料2

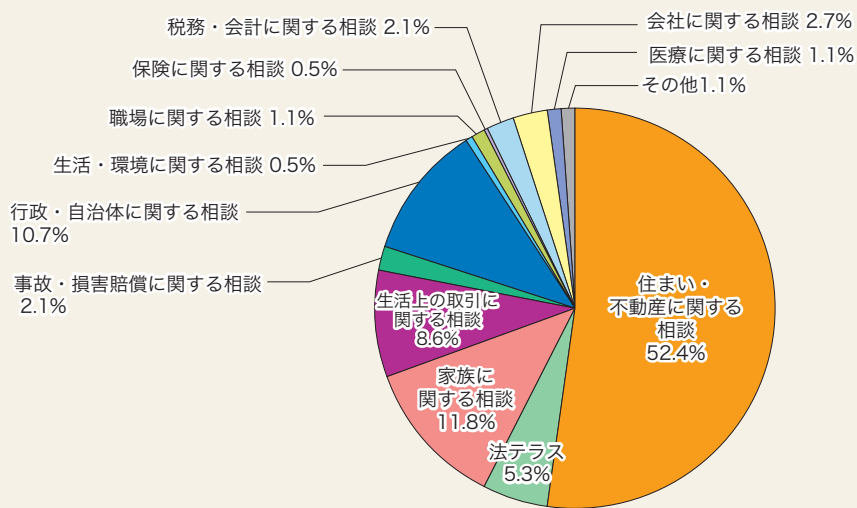
令和6年能登半島地震に関する「法テラス災害ダイヤル」への問合せの分野別内訳
(令和6年1月11日～同年3月31日)



(注)「法テラス」は、民事法律扶助制度及び被災者法律相談援助に関する情報提供である。

特集 資料3

令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨に関する「法テラス災害ダイヤル」への問合せの分野別内訳(令和6年4月1日～令和7年3月31日)



(注)「法テラス」は、民事法律扶助制度及び被災者法律相談援助に関する情報提供である。

それぞれの問合せの内容を比較してみると、いずれも住まい・不動産に関する相談や家族に関する相談が多く寄せられる傾向があった。一方で、行政・自治体に関する相談の割合は、地震発生後の約3か月間（令和5年度中）では6.1%であったが、その後の1年間（令和6年度中）では10.7%まで増え、問合せ分野別でみると3番目に多い結果となった。

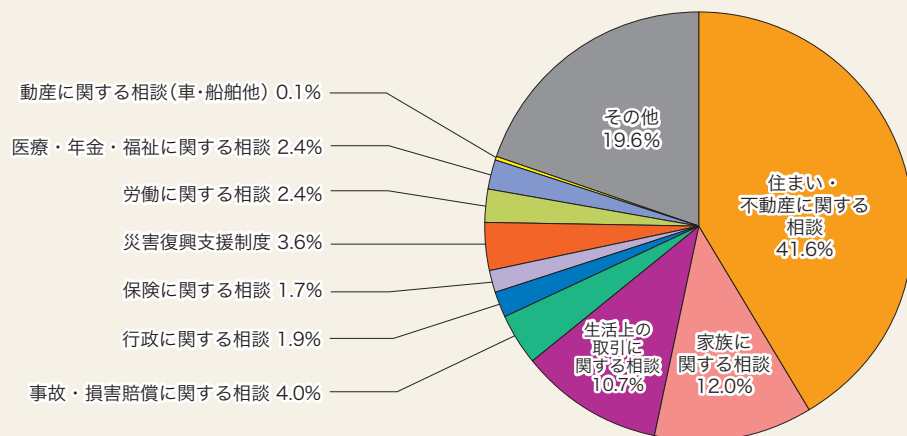
住まい・不動産に関する相談では、「相続登記をしていない祖父母名義の不動産が地震で倒壊した。公費解体したいが、相続人全員の了承が必要なのか。」といった問合せや、行政・自治体に関する相談では、「罹災証明書の判定結果に納得がいけないが改めて審査してもらうことはできるか。」「助成金や支援金の制度について教えてほしい。」などの問合せがあった。

●平成28年熊本地震との比較

特集 資料4は平成28年熊本地震の際に「法テラス災害ダイヤル」に寄せられた問合せの分野別内訳である。

特集 資料4

平成28年熊本地震における問合せの分野別内訳(平成28年5月14日～令和3年3月31日)



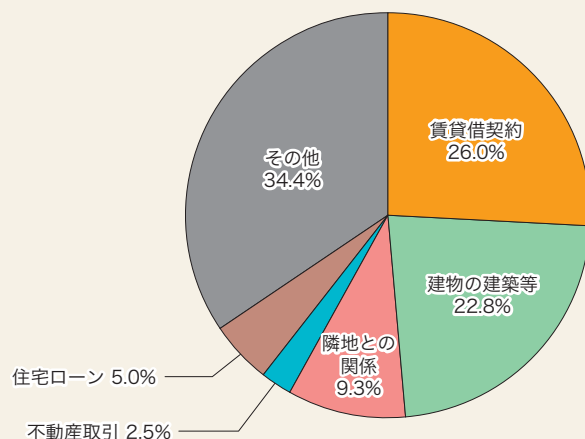
(注) その他には、「法テラスの制度に関する問合せ」が含まれる。

問合せの分野別内訳で見ると、住まい・不動産に関する相談が最も多く、次に、家族に関する相談が多くなっており、令和6年能登半島地震と同様の傾向がみられる。しかしながら、住まい・不動産に関する相談をより詳細にみると、平成28年熊本地震では、賃貸借契約に関する問合せが多く寄せられていたが(特集 資料5)、令和6年能登半島地震では、隣地との関係に関する問合せが多かった(特集 資料6)。

平成28年熊本地震における具体的な問合せ例としては、「賃貸住宅に住んでいるが、震災で住宅の壁にヒビが入り、一部が使用できなくなった。賃料の減額を請求することはできるか。」などがあり、他方、令和6年能登半島地震における具体的な問合せ例としては、「地震で隣家の塀が倒壊し、自宅にも被害がでている。隣人に修繕費用を請求することはできるか。」などがあった。

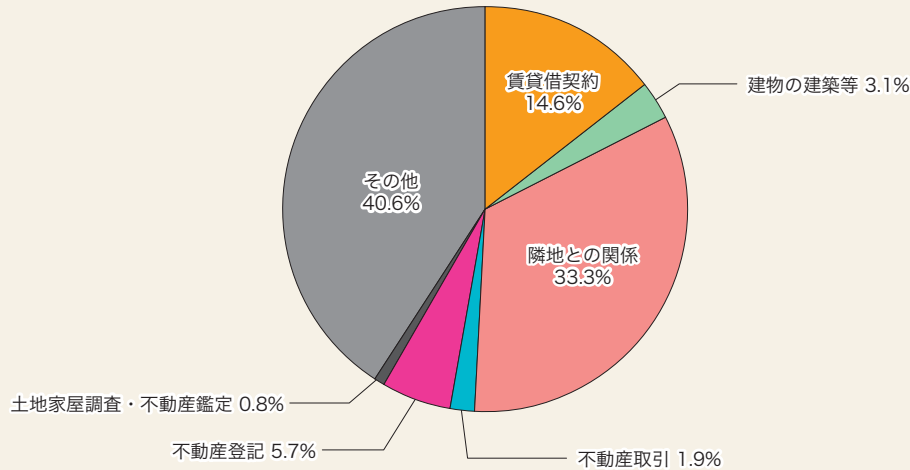
特集 資料5

平成28年熊本地震における問合せのうち住まい・不動産に関する相談の内訳(平成28年5月14日～令和3年3月31日)



特集 資料6

令和6年能登半島地震における問合せのうち住まい・不動産に関する相談の内訳
(令和6年1月11日～令和7年3月31日)



3 民事法律扶助業務（被災者法律相談援助）

●概要

法テラスでは、総合法律支援法第30条第1項第4号に規定する「非常災害」に指定された災害の被災者に対し、被災者法律相談援助を実施しているところ、令和6年1月11日に公布・施行された政令により、令和6年能登半島地震が非常災害に指定されたことを受け、同日から、民事法律扶助業務の一環として、令和6年能登半島地震の被災者を対象に、被災者法律相談援助を開始した。

さらに、同年12月25日に公布・施行された政令により、令和6年奥能登豪雨が非常災害に指定されたことを受け、同日から令和6年奥能登豪雨の被災者を対象に、引き続き被災者法律相談援助を開始した。

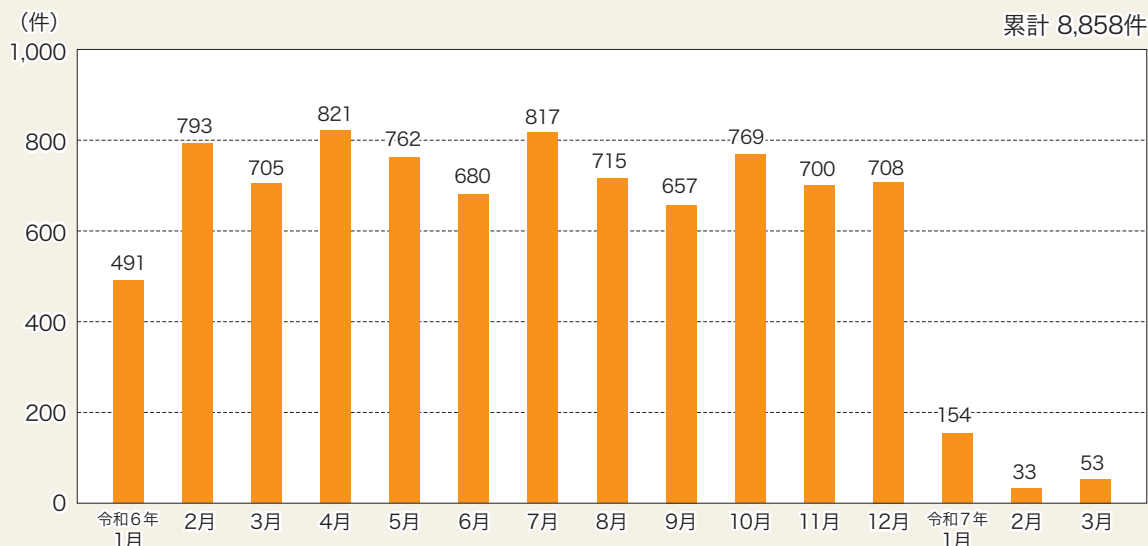
これまで実施してきた被災者法律相談援助と異なる特徴としては、令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨の被災者は、令和5年4月1日に開始した電話等を活用した法律相談（電話等相談援助）を利用できるようになったことが挙げられる。令和6年能登半島地震における被災者法律相談援助では、発災から令和6年3月31日までの約3か月間において、3割強の利用者が電話等相談援助を利用していた。

●実施件数の推移

令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨における被災者法律相談援助の月別件数は、特集 資料7のとおり、令和7年3月31日時点で累計8,858件となっている。

特集 資料7

令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨における被災者法律相談援助の月別件数



●事務所別実施件数

令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨における被災者法律相談援助の事務所別実施件数は、特集 資料8のとおり、令和7年3月31日時点の累計で、石川地方事務所が2,988件、新潟地方事務所が3,404件、富山地方事務所が1,946件、福井地方事務所が292件であり、石川地方事務所と新潟地方事務所の2つの事務所で全体の約7割を占めている。

特集 資料8

令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨における被災者法律相談援助の事務所別実施件数（令和6年1月11日～令和7年3月31日）

(件)

地方事務所	石川	新潟	富山	福井	左記4事務所以外	合計
実施件数	2,988	3,404	1,946	292	228	8,858

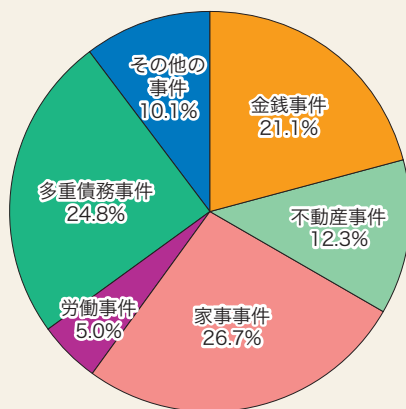
●相談内容の傾向

令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨における被災者法律相談援助の相談内容を分野別にみると、令和7年3月31日時点では、特集 資料9のとおり、一般法律相談援助との比較において、損害賠償請求等の金銭事件や不動産事件に関する相談の割合が大きいという特色がみられる。

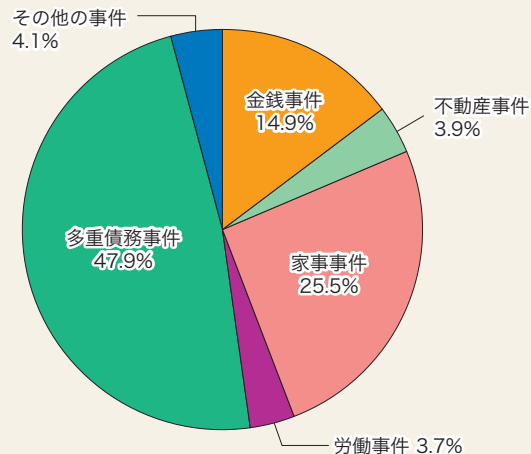
特集 資料9

被災者法律相談援助(令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨)及び
一般法律相談援助の事件別内訳

被災者法律相談援助の事件別内訳
(令和6年1月11日～令和7年3月31日)



一般法律相談援助の事件別内訳
(令和6年1月1日～令和7年3月31日)



相談内容を事務所別事件分類別にみると、特集 資料10のとおり、金銭事件は新潟地方事務所が最も多く、不動産事件は石川地方事務所が最も多かった。

特集 資料10

令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨における被災者法律相談
援助の事務所別事件分類別件数 (令和6年1月11日～令和7年3月31日)

(件)

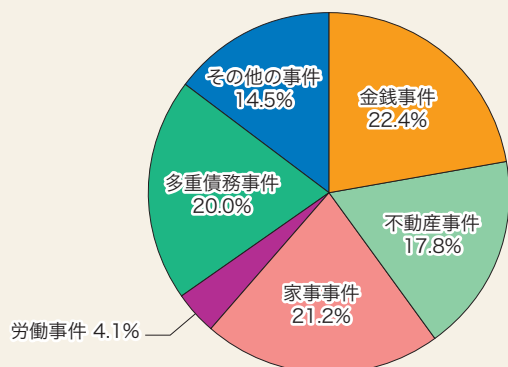
	金銭事件	不動産事件	家事事件	労働事件	多重債務事件	その他の事件	合計
石川	592	512	739	122	570	453	2,988
新潟	639	223	942	172	1,183	245	3,404
富山	518	265	564	129	358	112	1,946
福井	64	23	97	20	63	25	292
上記4事務所以外	52	67	27	2	21	59	228
合計	1,865	1,090	2,369	445	2,195	894	8,858

相談内容を実施期間別に見ると、特集 資料11のとおり、特に発災日直後の令和6年1月から3月までの間は、不動産事件に関する相談の割合が大きいという特色が見られた。

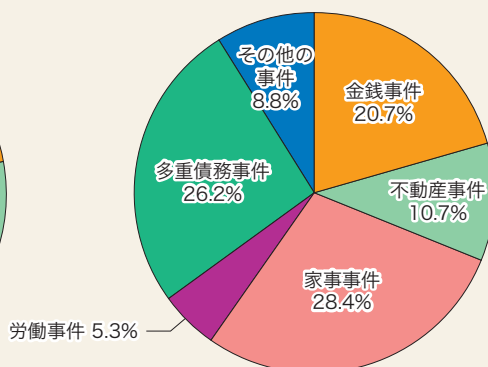
特集 資料11

令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨における被災者法律相談援助の事件別内訳

被災者法律相談援助の事件別内訳
(令和6年1月11日～同年3月31日)



被災者法律相談援助の事件別内訳
(令和6年4月1日～令和7年3月31日)



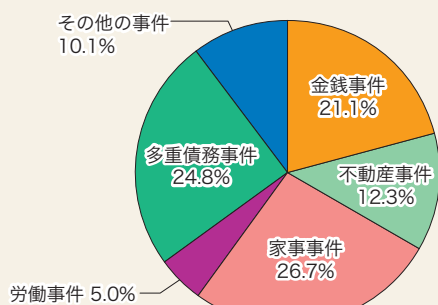
●平成28年熊本地震との比較

相談内容について平成28年熊本地震と比較すると、特集 資料12のとおり、いずれも金銭事件や不動産事件に関する相談の割合が一般法律相談援助と比較して大きいという共通した特色が見られた。

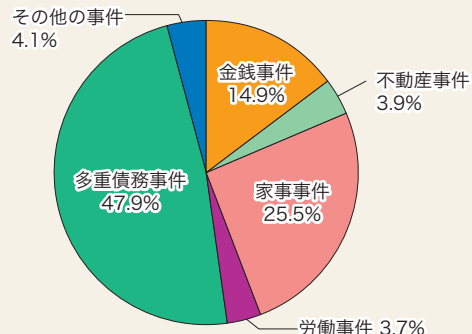
特集 資料12

被災者法律相談援助(令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨、平成28年熊本地震)及び一般法律相談援助の事件別内訳

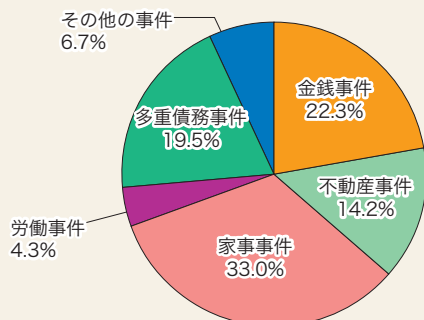
被災者法律相談援助の事件別内訳
(令和6年能登半島地震+令和6年奥能登豪雨 令和6年1月11日～令和7年3月31日)



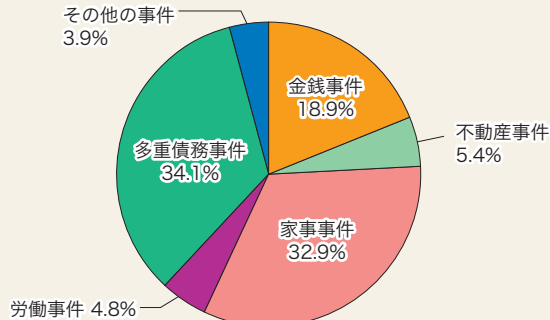
一般法律相談援助の事件別内訳
(令和6年1月1日～令和7年3月31日)



被災者法律相談援助の事件別内訳
(平成28年熊本地震 平成28年7月1日～平成29年4月13日)



一般法律相談援助の事件別内訳
(平成28年4月1日～平成29年3月31日)



4 関係機関・団体等との連携

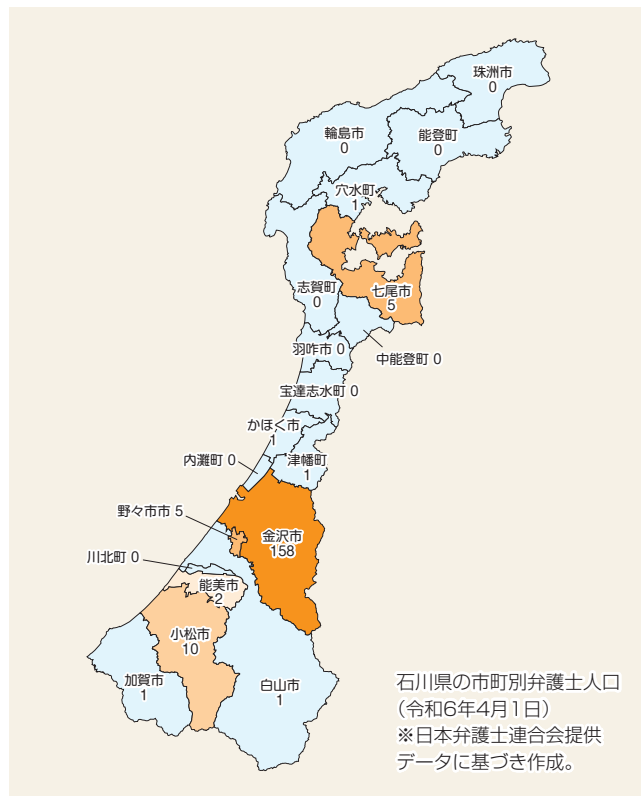
令和6年能登半島地震や令和6年奥能登豪雨で特に大きな被害を受けた奥能登地域（珠洲市、輪島市、能登町、穴水町）・中能登地域（七尾市、志賀町、中能登町、羽咋市、宝達志水町）に注目すると、弁護士は穴水町に1名、七尾市に5名の登録があるものの、他の市町には全く登録がない状況にあった（令和6年4月1日現在。日本弁護士連合会提供データによる。）。

また、法テラスも石川県内では金沢市に石川地方事務所を置くのみで、奥能登地域・中能登地域へのアクセスは良いとはいえない体制であった。

このため、被災地・被災者に必要な法的支援を届けるためには、弁護士、弁護士会、司法書士、司法書士会、自治体を始めとする被災地・被災者支援に当たる関係機関・団体等との連携・協働が不可欠であった。そうした連携・協働の取組を象徴するものとなったのが「法テラス号」による無料法律相談会の開催であった。

「法テラス号」とは、大型ワンボックスカーの後部車室が相談室になっている“移動相談車両”である。避難所や仮設住宅等、被災地・被災者のもとまで出向いて、プライバシーが守られた環境下で相談を実施できるという強みを有しており、これまでの被災地・被災者支援の取組においてもそうした強みを発揮してきた。

法テラスでは、令和6年能登半島地震の発生を受け、令和6年3月5日に「法テラス号」を石川地方事務所に配備して以降、令和7年3月31日までの間に、自治体や社会福祉協議会・地域支え合いセンターなどとも連携・協働し、特集 資料13のとおり、珠洲市、輪島市、能登町等の5市4町で計46回の「法テラス号」による無料法律相談会を開催した。



特集 資料13 「法テラス号」による無料法律相談会開催実績 (令和6年3月～令和7年3月)

期間	「令和6年能登半島地震」被災者法律相談援助 対象地域									計
	「令和6年奥能登豪雨」被災者法律相談援助 対象地域									
	珠洲市	輪島市	能登町	穴水町	七尾市	志賀町	内灘町	金沢市	加賀市	
R6.3					1				1	2
R6.4～R6.7	3	3	7	2	0	0	0	0	1	16
R6.8～R7.3	3	3	2	0	15	3	1	1	0	28
計	6	6	9	2	16	3	1	1	2	46

※令和6年8月に石川県との連携・協働を開始

●弁護士・弁護士会との連携

令和6年1月11日に令和6年能登半島地震に適用された被災者法律相談援助においては、主に法テラスの契約弁護士が相談の担い手となった。法テラスは、各地の契約弁護士、弁護士会と連携し、法テラスの事務所、弁護士会法律相談センター、各契約弁護士の事務所等、多様な形で被災者法律相談援助を実施した。

また、金沢弁護士会の協力を得て「法テラス号」による無料法律相談会を企画・実施した。各相談会で法律相談を担当する弁護士については、日本弁護士連合会や、近畿弁護士会連合会、中部弁護士会連合会を始めとする全国の弁護士連合会等の協力も受けつつ、金沢弁護士会の手配により確保された。

●自治体等との連携

令和6年8月以降は、石川県に対しても連携・協働を依頼し、その結果、同県が行う「地域コミュニティ再建事業」の一環として開催される「地域コミュニティ再建イベント」において利用できるコンテンツのひとつに、「法テラス号」による無料法律相談会が加えられることとなった。

これにより、県内の各自治体や社会福祉協議会、地域支え合いセンターなどの被災者支援を行っている関係機関・団体等に対し「法テラス号」の周知が進み、相談会の開催申込みの増加につながっていった。

また、同県が行う「被災者見守り・相談支援等事業」を担う県及び各市町の社会福祉協議会、地域支え合いセンターなどが参加するオンラインサロンにおいて、「法テラス号」を始めとする法テラスの被災地・被災者支援の取組について報告する機会を得ることができ、ここでの報告を契機として、仮設団地での「法テラス号」による無料法律相談会を開催することができた。これが皮切りとなり、その後、各地の社会福祉協議会、地域支え合いセンターを始めとする関係機関・団体等と連携・協働が広がっていくこととなった。

●裁判所との連携

奥能登地域・中能登地域に対しては、自治体等からの申込みを待たずに、法テラスからのプッシュ型で「法テラス号」による無料法律相談会を開催することとし、金沢地方・家庭裁判所七尾支部（七尾市）、同裁判所輪島支部（輪島市）及び金沢家庭裁判所珠洲出張所（珠洲市）の協力を得て、各支部や出張所の駐車場において、「法テラス号」による無料法律相談会を開催した（開催場所・回数等は特集 資料14のとおり）。

裁判所と連携・協働し、裁判所敷地内で「法テラス号」による無料法律相談会を開催するのは、今回の取組が初めてであった。

特集 資料14

奥能登地域・中能登地域における裁判所での「法テラス号」による無料法律相談会開催実績（令和6年11月～令和7年3月）

開催場所	R6.11	12	R7.1	2	3	計
金沢地方・家庭裁判所七尾支部	1	1	1	2	1	6
金沢地方・家庭裁判所輪島支部	1	1	—	—	1	3
金沢家庭裁判所珠洲出張所	1	1	—	—	1	3
計	3	3	1	2	3	12

関係団体の方々へのインタビュー

社会福祉法人 志賀町社会福祉協議会
志賀町地域支え合いセンター
主任生活支援相談員／社会福祉士

安田 雄一郎（写真左）／山崎 美里（写真右）



法テラス号を派遣してもらうに当たって、石川県の地域支え合いセンターが主催するオンラインサロンで初めて法テラス号のことを知って、「すぐ来てもらおう。」となり、法テラスにお声掛けしました。

相談会を開催した令和6年8月当初は、何を相談していいかわからない被災者が多かったような気がします。仮設住宅などを訪問して回り、「今後どうしますか。」って聞いても、「いや、そんなこと今聞かれても。」というような感じだったので、皆さん、生活するので精一杯だったのだろうと思います。そういうわけで、8月の相談会というのは少し早すぎたのかもしれませんが、まずは、健康面を聞いたりして、信頼関係を作った上で、いつ相談会を開くのがよいのかを考えていく必要があったと思っています。

私たちが、被災者から今後の生活再建についての心配事などの話を聞くことはありますが、私たちはそこに寄り添うことしかできないんです。それに対するアドバイスは、やはり専門家にさせていただいた方が、耳にも入っていくと思いますので、私たちは最終的には本人が自分で進んでいけるように寄り添い続ける感じになります。

ですので、被災者が色々な事情で移動が制限されている中でも来てくれる法テラス号は大変ありがたいと思います。あの車の中で、プライバシーも守られながら、一対一で話ができ、自分のことだけ聞いてもらえるというのは、安心できますよね。今後、仮設住宅以外でも相談会を実施できればと考えているのですが、開催場所によっては、相談会に来た人が問題を抱えているというふうなうわさ話が周囲に広まってしまうことがあるので、そうならないように工夫できないか検討していく必要があります。また、相談会をやるとなっても、例えばいきなり法テラス号単独で仮設住宅などを回るとなると、入居者から不審がられてしまうかもしれません。私たちも、知った顔でなければ、最初は不審がられましたからね。不審がられている中で「法律相談ないですか？」と聞くのは結構ハードルが高いと思います。私たちは、継続して訪問したり、同じビブスを着て行ったりして顔を覚えてもらいました。今回の法テラス号による相談についても、周知するときには地域支え合いセンターと一緒に開催しますと伝えたり、当日私たちや生活相談支援員からも、集会場にいる人に声をかけたりしました。最初さえ道筋がつけば、あとは口コミでも広がるので、法テラス号単独で訪問しても大丈夫だと思います。

つなぐことは私たちの役目なので、そこで協力していければいいかなと思いました。私たちが直接つなぐことが難しいところは、私たちがその地域の支援者たちにつないで、その方たちを通じてその地域住民につないでもらうのがいいかなと思います。

社会福祉協議会は、色々なつながりを持っていますので、今後も協力していければと考えています。

関係団体の方へのインタビュー

社会福祉法人 七尾市社会福祉協議会
総務管理課 課長補佐・総務・地域支援グループリーダー
保健師

日下 さと恵



七尾市では令和6年4月1日に七尾市地域支え合いセンターが開設され、七尾市社会福祉協議会が受託しました。七尾市では、13か所に建設型応急仮設住宅が建設され、575戸約1,200人の方が生活されています。その他に市営住宅や賃貸型応急仮設住宅にも約500世帯の方が生活されています(令和7年4月1日時点)。未だたくさんの方が不自由な生活を余儀なくされています。

七尾市地域支え合いセンターの職員が毎日順に仮設住宅を訪問し、健康状態や生活のこと、支援制度等について確認していきました。その中で、被災者個々の生活再建のスピードの違いに気付かされました。そして生活再建を進めていくためには専門職の相談会が必要だと感じ、合同無料相談会を企画しました。

七尾市では、当初は建設型応急仮設住宅には集会所がありませんでした。そのため相談会場の準備に悩んでいたところ、法テラス号の活用ができたことがとてもありがたいことでした。車内ではプライバシーも保護され、暖かい場所でゆっくり相談ができる環境は被災者にとっては安心できた場所だったと思います。相談に来られた方は「来てよかった。」と言われ、表情も明るくなり帰られたことが何よりよかったと思います。被災により抱える問題は、個人差も大きく、専門性も高いです。そのため弁護士がこれからの生活再建など幅広い相談に親身に対応してくださり、とても感謝しています。

被災者を支えることは一つの機関ではできません。行政や社会福祉協議会、専門職、NPO、士業団体、様々な方々との連携やネットワークによりサポートできると思います。これからもまだ個々の生活再建や地域の復興への道のりは長いと思います。それぞれの再建に合わせ寄り添った長期間の支援が必要です。今後も法テラス号での相談を含め、一人ひとりが安心した日常生活に戻ることができるように連携を深め、引き続き取り組んでいきたいと思っています。

相談担当弁護士へのインタビュー

金沢弁護士会 災害対策本部 副本部長
弁護士

早川 潤



災害時の公的支援について、特に重要だと感じた支援はやはり法律相談ですね。法律相談と情報提供はずっと大事なものだと思っています。自治体も色々と案内はしますが、被災者が支援を受けるにしても、結局、自分で申請しなくてはならない手続きばかりです。どの制度が使えるのか、どうすればいいのか、ほとんどの方が分からないので、こういう仕組みがあって、あなたはこれが使えますよ、というお話を最初の段階からするのは、すごく大事なことだと思います。その時には、法テラス号の活用が一番です。発災当初は役所も混乱している中で、さまざまな支援が必要な人たちを多数受け入れ、ボランティアの人たちも大勢役所に集まるためプライバシーを確保した相談会場を作ることが難しい状況があります。そこにワンボックスの法テラス号が行って、ここで相談できますと宣伝したら、すぐに法律相談できるわけでしょう。それがとてもいいと思っています。現場の中で相談会場を作らなくていいというのは、大きなメリットです。

現在は、相談ブースも作られ、インフラ的にそこまで不自由なこともなく、相談会を企画すれば、役所の方も協力してくれて、開催できる状態にはなっていますが、この段階でも法テラス号には大きなメリットがあります。石川県外の弁護士の方々にも法律相談にご協力いただいているのですが、その時に、相談会場までの移動手段を確保しなくても済むのです。金沢駅までお越しいただければ、そこから法テラス号に乗って被災地の相談会場まで行くことができます。相談会をするときの足の部分を担っていただいているので、非常に助かっています。普段、車にあまり乗らない弁護士の中には、遠方の被災地まで行くことについて、できれば運転したくないと思われる方が結構いらっしゃるなどのことなので、そういう方にも参加していただきやすい環境を法テラス号が作ってくれています。発災直後の混乱期、これが落ち着いた後も被災者向けイベントでの相談会の開催、県外の弁護士の方の被災地相談会実施のための移動手段と法テラス号は多くの被災者支援の場面で活躍しています。

第3 広報活動

法テラスホームページに、「令和6年能登半島地震」、「令和6年奥能登豪雨」に関する項目を新たに設け、災害被害に関する法制度、各種支援情報、相談窓口情報を取りまとめて掲載をしたほか、被災者法律相談援助に関する情報も掲載するなどした。また、SNSやプレスリリースによる情報発信のほか、関係機関との協議会等における情報発信も行った。

その他、インターネット広告配信による制度周知や、被災地のケーブルテレビ局に法テラス災害ダイヤルや被災者法律相談援助の情報を周知する法テラスCM動画を提供するなど、幅広く被災者に情報が届くよう周知に取り組んだ。

第4 クラウドファンディング

1 クラウドファンディング実施の経緯

法テラスは、令和6年能登半島地震の被災地支援の一環として、令和6年3月に石川地方事務所に「法テラス号」を配備して運行を開始し、それ以降、石川県内で相談会を行ってきた。

石川県内における「法テラス号」の運行費用は、主に、それまでに法テラスに寄せられた寄附金をその原資としていたことから、「法テラス号」の運行を継続していくためには、改めて寄附を募る必要があった。そこで、寄附金を集めるためにクラウドファンディングを実施した。



法テラス号の内部



法テラス号の外観

2 クラウドファンディングの概要

このクラウドファンディングは、令和6年12月16日から令和7年2月14日までの間、「引き続き能登に法テラス号を」と銘打ったキャンペーンとして実施したものであり（なお、同時に、こども支援のための「こどもの悩みと生きづらさに法的支援を」キャンペーンも実施した。）、300万円の寄附金を集めることを目標とした。



このクラウドファンディングは、寄附金を募るだけでなく、石川県内における法テラスの被災者支援の状況を周知し、被災者支援の火を絶やさないことも目的としていた。

そこで、このクラウドファンディングを実施するに当たっては、実際の「法テラス号」を活用した相談会の様子を伝えるとともに、被災地の現状を伝えることを目的として、クラウドファンディングを実施するために使用しているプラットフォームサイトにおいて、「ドライバーMの『法テラス号』運行日誌」とのタイトルで、「法テラス号」での相談会の状況などを伝える記事を掲載した。



なお、同時に実施したこども支援のためのキャンペーンに関連し、法テラスのスタッフ弁護士が、同サイトに、こども支援の必要性等を訴える記事を掲載した。

また、法テラスの理事長及び理事が中心となって、クラウドファンディングを実施していることや各キャンペーンの内容を広く周知した。

3 クラウドファンディングの結果について

以上のような活動の結果、今回のクラウドファンディングでは、合計110名の方から、361万7794円のご寄附をいただき、無事目標を達成することができた。



今後は、本キャンペーンに寄附していただいた方々の思いをしっかりと形にするために、「法テラス号」の運行を始めとした活動に引き続き取り組んでいきたい。

「法テラス号」ドライバーへのインタビュー

石川地方事務所
係長

豆野 裕

私は、令和6年能登半島地震の当時は法テラス富山に在籍していました。出身が石川県であること、趣味で大型運転免許を取得していたこともあってか、白羽の矢が立って、法テラス石川に異動となり、法テラス号の運行に携わることとなりました。



法テラス号の最大のメリットは、会場を選ばずに駆けつけて、部屋がなくても、どこでも法律相談ができることだと思います。何かのイベント会場に法テラス号で伺えば、そのイベントに訪れていた被災者の方が「ちょっと相談してみるか。」となることも期待できますし。

課題としては、突然、「専門家が来ますよ。」と言っても被災者にはなかなか届かない。高齢者の方が雑談しているのを聞いていると、「仮設住宅にずっと住めるわけじゃないよね、期限あるからどうしたもんかね。」というようなことをお話しされたりしますので、絶対に法律相談のニーズはあると思います。

法律相談は、やはり敷居が高いと思われる気がします。一方、被災者は、地域の支援者やボランティアの方には、日頃から話をされていますから、何でも話せるんですよ。雑談から始めていますので、そういう方たちには話せるのだけれど、弁護士に話せるかと言ったら、「ちょっと…」っていう感じのようです。だから、本当に困っている被災者に法的支援を届けるには、支援者の方々から「いや、そんなもんじゃないんだよ。」と、つないでもらうのが一番いいと思います。

やりがいには、被災した現地に定期的に行ってますので、復興の様子が見られることです。被災された方の生の声を聞くこともできますし、本当に皆さんから感謝されます。そういうところは本当にやりがいです。あとは車の運転が好きというのもありますけれど、無事故・無違反で、一日一日、一回一回、きちんとそれをやり遂げていくという達成感ですよ。やり遂げた、という瞬間はありますね。帰ってきて、法テラス号を駐車場に収めて、今日もやったぞと。被災者支援をされる弁護士の方々を、乗せていくのですからね。何かあったら大変ですから。

第5 今後の取組に向けた課題

令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨で特に大きな被害を受けた奥能登地域・中能登地域においては、法テラスとしても「法テラス号」を活用するなどして、必要な法的支援を確実にお届けするよう注力したところであるが、今後の被災地・被災者支援に備える上で、考えなければならぬいくつかの課題が見出された。

1 いわゆる「司法過疎」地域であったこと

奥能登地域・中能登地域は、弁護士が非常に少ない「司法過疎」の状況にあった。

被災者法律相談援助による法的支援の担い手の中心は法テラスの契約弁護士となる。

したがって、被災した地域がいわゆる「司法過疎」の状況にある場合には、災害により一挙に増大する法的支援へのニーズに対応するため、まずは人的応援体制の整備が問題となり、更には現地へのアクセス確保、現地での相談施設の確保等が必要となる。

人的応援体制の整備については、金沢弁護士会及び日本弁護士連合会が中心となり、近畿弁護士会連合会、中部弁護士会連合会を始め、全国的な協力を得て、相談を担当する弁護士の確保等がなされたが、ある程度の時間を要した。

現地へのアクセス確保については、幸い主要幹線道路の通行は比較的早期に確保されたものの、激しい渋滞も見られ、復旧工事や支援物資搬送等の関係車両の通行に限られるべき状況にあったこと、また、地震発生が元日で、降雪の多い時季であったこともあり、とりわけ奥能登地域へのアクセスは容易でない状況もあった。

現地での相談施設についても、地震被害により使用不能となる施設も生ずること、避難所や支援物資等の受入・保管場所としての施設需要が高まることなどから、特に発災直後には確保が困難となることもあった。

2 距離が離れていること

例えば、金沢市の石川地方事務所から金沢家庭裁判所珠洲出張所までは片道約140km、自動車でも2時間半ほどかかる。また、渋滞等の道路事情も見込んで計画する必要があった。

往復にかかる時間を考えると、現地のニーズに合わせて柔軟に時間帯設定をして相談会を開催することは難しい状況であった。

3 雪などの気象条件

積雪等の天候の影響も考慮する必要もあった。実際、大雪の影響で予定されていた七尾市内での相談会が中止されたこともあった。

大雪等により相談会から帰着できない場合も想定し、「法テラス号」にはヘルメット、毛布、懐中電灯、非常食等を積み込んでいた。



4 今後の「法テラス号」利用の展望について

「法テラス号」の利用は、被災者法律相談援助の実施と相まって、法テラスが拠点を持たない地域でも、発災直後から被災地における無料法律相談の提供を可能にした。

今後の法テラスの災害対応、被災地・被災者支援の取組においては、法テラスが拠点を持たない地域での取組となることを前提に、関係機関・団体等と連携・協働し、それぞれが資源を持ち寄って進めていくことができるよう、平時から地域との連携を確保・強化していくことが必要となる。その上で、「法テラス号」は法テラスが提供できる主要な資源の一つとして、連携構築においても「切り札」的な存在となると考えられる。

他方で、人的・財政的な面を含め、安定的な運行管理体制をどのように整えていくことができるかが課題となる。

平時において、これらの課題の克服を図りつつ、災害対応分野における地域の関係機関・団体等との連携構築を進めることが、法テラスにおける災害対応、被災地・被災者支援にとって、重要な位置を占めることになるものと考えられる。